

## 2 2号・3号認定を受けて、保育の利用申込みができる方

保護者のいずれもが次のいずれかの事由により、家庭においてお子さまの保育が困難な場合に、2号・3号認定を受けて、保育所・認定こども園（朝～夕）・地域型保育の利用を申込みできます。

1. 保護者が就労している。 (1ヶ月あたり64時間以上の就労)
2. 母親が妊娠中あるいは出産前後である。
3. 保護者が病気やけがであったり、心身に障がいがある。
4. 保護者が親族の介護・看護をしている。 (1ヶ月あたり64時間以上の介護・看護)
5. 保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。
6. 保護者が求職活動中である。
7. 保護者が就学している。 (1ヶ月あたり64時間以上の就学)
8. その他、上記に類する状況でお子さまの保育ができない場合。

※以上の事由のほか、社会的養護の観点から保育所等に入所する場合があります。

※施設によって受け入れ可能年齢が異なります。

※事由を満たす場合でも、園の定員に余裕がない場合など、入園できないことがあります。